

札幌市事務分掌条例の一部を改正する条例案

令和4年(2022年)2月15日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市事務分掌条例の一部を改正する条例

札幌市事務分掌条例(昭和46年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「室及び」を削り、

「 危機管理対策室

1 危機管理対策の統括に関する事項

総務局

1 議会及び市の行政一般並びに事務改善に関する事項

2 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項

3 渉外、儀式及び秘書に関する事項

4 国際交流に関する事項

5 広報及び広聴に関する事項

6 その他他の主管に属しない事項

を

「 危機管理局

1 危機管理の統括に関する事項

総務局

1 議会及び市の行政一般並びに事務改善に関する事項

2 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項

3 渉外、儀式及び秘書に関する事項

4 国際交流に関する事項

5 広報及び広聴に関する事項

6 その他他の主管に属しない事項

デジタル戦略推進局

1 デジタル社会の形成に関する事項
に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(札幌市防災会議条例等の一部改正)
- 2 次に掲げる条例の規定中「危機管理対策室」を「危機管理局」に改める。
 - (1) 札幌市防災会議条例(昭和38年条例第1号)第7条
 - (2) 札幌市国民保護協議会条例(平成18年条例第7号)第7条
(札幌市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正)
- 3 札幌市消防長及び消防署長の資格を定める条例(平成26年条例第40号)の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「室及び」を削る。

(理 由)

危機管理体制の強化に当たり、危機管理対策室を危機管理局に再編するとともに、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に実施することを目的としてデジタル戦略推進局を新設し、総務局におけるスマートシティ推進部及び情報システム部を移管するため、本案を提出する。